

第 6 8 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	令和 6 年 9 月 2 5 日（水）
		午前 1 0 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 地下 1 階 第 1 1 共通会議室

大阪市都市景観委員会（第68回）

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午前10時00分～11時28分

2. 開催場所 大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	嘉	名	光	市
委員長代理	加	我	宏	之
委員	麻	生	美	希
	岡	井	有	佳
	小	谷	真	理
	清	水	陽	子
	中	嶋	節	子
	福	田	知	弘
	福	原	和	則
	堀	田	祐三	子
	松	島	格	也

（2）市側

事務局（計画調整局）

萩	尾	建設局総務部管理課長
山	田	計画調整局長
荒	木	計画部長
齋	藤	都市景観担当課長
相	本	都市景観担当課長代理
鈴	木	デザイン施策担当課長代理
高	橋	都市計画課（都市景観）担当係長
上久保		都市計画課（都市景観）担当係長
伊	達	都市計画課（都市景観）担当係員
樋	口	都市計画課（都市景観）担当係員

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題

(1) 重点届出区域における広告物基準（一時広告物）について

(2) その他

3 閉 会

〔配付資料〕

議題（1）重点届出区域における広告物基準（一時広告物）について

○資料1 重点届出区域における広告物基準（一時広告物）について

議題（2）その他

○資料2 各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定

5. 議事の概要

○事務局（相本）

定刻となりましたので、ただいまから第68回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の相本でございます。

まず、報道機関の方に申し上げます。議事開始前までに限り、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めさせていただきます。審議中は、写真撮影、録画及び録音はできませんので、ただいまの間をお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名の出席をいただいておりますので、大阪市都市景観委員会運営要綱第2条3項の規定により、本委員会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、本日、岡井委員、小谷委員、清水委員におかれましては、運営要綱の規定に基づき、事前に委員長の承認をいただきましたので、ウェブ会議の方法で本委員会にご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

ウェブ会議でのご参加に当たりましては、マイクは基本的にオフにいただき、ご発言をされる際にオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。ご発言の際は、手を挙げていただきますと、事務局から委員長へお伝えいたします。委員長の許可を得た後、マイクをオンにして、ご氏名からご発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、本委員会は原則公開とさせていただきますが、基準のあり方に関す

る検討の意見聴取を行う場合など、現行制度の円滑な運用の妨げとなる場合には非公開とさせていただきます。本日は、議題（１）重点届出区域における広告物基準（一時広告物）につきましては公開、議題（２）その他につきましては非公開で開催させていただきます。事前に委員長のご承認をいただいております。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。まず一番上が議事次第、委員名簿、配席図をとじたものでございます。以降、議題の資料になります。まず、議題（１）重点届出区域における広告物基準（一時広告物）についての資料でございます。こちらがA４縦の冊子でございます。資料２が、議題（２）その他の案件の資料となっております。そのほか、都市景観委員会資料綴のファイルを卓上に準備しております。委員会関係資料は以上でございます。不足がございましたら、審議中でも構いませんので、事務局までお申しつけください。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。

報道の方におかれましては、この時間をもちまして写真撮影、録画、録音はできませんので、機器をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、嘉名委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますが、その前に、当委員会については運営要綱第４条第３項に基づきまして、議事録署名人を指名してお願いするということにしております。本日は堀田委員と松島委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の（１）重点届出区域における広告物基準（一時広告物）について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（齋藤）

都市景観担当課長、齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）重点届出区域における広告物基準（一時広告物）についてご説明いたします。

資料１をご覧ください。１ページ目は目次となります。２ページ目からご覧ください。

最初に、広告物基準のあり方につきまして整理してきた内容をご説明いたします。

まず、01番、現状でございます。広告物につきましては、平成29年の景観計画の変更により定めました重点届出区域におきまして、意匠、設置位置、大きさ等の基準を定め、同基準への適合を確認するための事前協議を行った上、各条例に基づく許可申請、届出の受理等を行っております。主な意匠基準につきましては、※に記載のとおり、情報量を最小限にする、文字は切り文字とする、高彩度色の利用を抑える、人物、キャラクターの意匠は使用しないなどといった内容で、これらを満たすよう努めていただくこととしております。対象エリアは、ここに示す重点届出区域となります。また、昨年度、まちなみ創造区域として定めました御堂筋デザインガイドライン地区におきましては、別途、平成26年より御堂筋デザインガイドライン等に広告物の基準を定め、デザイン協議を行っております。

次に、3ページ目、02番、取り巻く状況（課題）でございます。来阪外国人の急増といった社会経済情勢の変化を踏まえ、観光需要の取込みを柱の一つとする新戦略の策定ですとか、万博をはじめとするイベント開催による集客力強化の機運の高まり、あるいはにぎわい形成に資する広告物掲出に係る需要の増加などを踏まえまして、こちら四角内に記載しておりますとおり、①窓口協議における課題、それから広告媒体についての新技術の進展、一時広告対応、それから公共事業等における広告物の活用といった課題への対応が必要というふうに考えております。

4ページ目ですけれども、03番、広告物基準の見直しといたしましては、先ほど説明した課題等を踏まえまして、良好な景観形成に向けた広告物の景観誘導の仕組みを一定維持しながら、広告物の活用によるにぎわい形成のため、広告物基準の見直し等に取り組むというふうにしております。具体的には意匠基準、広告物の種類など、必要な項目について見直し案を検討してまいります。検討項目や検討内容については、今後、広告物基準全体を対象として見直し案を継続検討してまいりますけれども、一時広告物への対応につきましては先行して取り組むことといたしまして、本日の議論とさせていただきたいと考えております。この一時広告物への対応についてですけれども、下に記載しておりますとおり、市内では来街者や市民を対象に、官民による各種イベントが開催され、地域のにぎわいづくりにつながっているという状況でございまして、こういったイベント等につきまして、イベント内容に沿った広告物の掲出に景観協議上も柔軟に対応するという一方で、さらなるにぎわいの形成やまちの魅力向上が期待されると考えていることから、一時広告物の基準について見直しを検討しているというところでございます。

次、5 ページ目ですけれども、一時広告物に係る対応案（考え方）をご覧ください。景観計画における広告物基準につきましては、「暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする」としておりまして、「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱」を定めております。現在の要綱におきまして、この要綱の規定に基づく協議が成立した一時広告物については、景観計画に定める広告物基準を適用しないとしておりまして、その協議対象としましては、景観計画に定める広告物基準に規定する表示面積を超える広告物というふうにしております。これにつきまして、矢印下の枠の中に記載のとおり、イベント等におけるにぎわい形成のため、一時的に表示されるイベント時等の広告物について、要綱を改正し、「広告物基準は適用しない」とする協議の対象を拡大する。また、合わせまして一時広告物の定義の明確化、表示の期間や場所の限定等を行う。というふうにしてございます。

なお、※のとおり、一時広告物の掲出に向けた事業者との協議手続としましては、事業者が策定した広告物の計画が、要綱に定める定義及び表示の期間等の基準に沿ったものであれば、一時広告物として扱うとなりまして、そうでない場合には景観計画の広告物基準に適合した内容で協議を行うということになります。そのフローについては次のページにございます。

こちらが一時広告物の協議フローです。事業者が策定した一時広告物の計画について、要綱に基づいて事前協議を行い、※2に示すような、一時広告物の定義、期間、場所、内容が基準に合致した場合には一時広告物として扱うということになり、フロー図では左側に移りまして景観計画に基づく広告物基準を適用除外といたしまして、その上で各条例に関する必要な手続を行っていただき、運用開始となります。一方で、事前協議の結果、一時広告物の基準を満たさない場合には、フロー図の右側、景観計画に基づく基準に適合した計画で協議いただきまして、必要な手続を行った上、運用開始ということになります。

次のページになりまして、今回この一時広告物につきまして、広告物基準の適用除外とする範囲を拡大することにより想定される課題、そしてその対応についてご説明いたします。大きく①番から③番に分類しております。まず、課題①番ですけれども、単なる企業・商品PRを目的としたキャンペーン等による広告物掲出（広告物基準の適用除外となる広告物の濫用）、そういった可能性でございます。この課題に対しましては、要綱での協議の対象を明確化するために、用語の定義を行うこと。また、表示の内容に係る基準を策定するという事で対応いたします。それから、課題②番、イベント期間と称し、広告

物基準の適用除外となる広告物が長期間掲出される可能性でございます。これに対しましては、表示等の期間に係る基準を策定することで対応いたします。それから、さらに課題③番ですけれども、掲出場所の提供により、イベント主催者等から広告収入を得るなど営利だけを目的とするような広告物の掲出ですとか、広告の掲出エリアに関係のない、エリアのにぎわい形成につながらないような広告物の掲出、そういった可能性でございます。これに対しましては、表示の内容ですとか表示の場所に係る基準の策定で対応するというふうに考えております。

続いて、具体的な変更案の概要でございます。８ページ目は現行の規定を記載しているものです。協議の対象といたしましては、①番、広告物基準に規定する表示面積、例えば壁面広告の場合ですと50㎡以内といったものでございますけれども、この面積を超える広告物を対象としておりました。それとプロジェクションマッピング等となっております。それから、②番ですけれども、現行の表示等の期間につきましては、原則1か月以内とし、連続して掲出する場合は、その表示期間の5倍以上の期間をあけるとしております。それから、③番その他のところでございますけれども、コンテンツの基準、周辺への影響を抑えるための基準等を規定してございまして、これに適合しなければならないというふうにしております。これらの変更内容につきまして、それぞれ次のページ以降で説明いたします。

まず、①番、対象の変更案ですけれども、協議の対象を、面積基準を超えるものに限らず全ての一時広告物、そしてそれはプロジェクションマッピング等を含むものといたしまして、これに合わせて一時広告物の定義を明確化いたします。その定義といたしましては、講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント、その他これらに類するイベントのために表示されるもの。それから、工事中の建築物等の周知等のために当該工事現場の仮囲い等に表示されるものというふうにいたします。そして、ページの下の部分のところに、イベント時及び暫定利用、仮囲いの掲出時のイメージを記載しております。

次に、2つ目の表示等の期間についてです。イベント等の表示期間については、現行と同様に原則1か月以内とし、連続して掲出する場合は、その表示期間の5倍以上の期間をあけるということといたします。ただし、※2のとおり、公益を目的としたものは、この限りではないというふうにいたしまして、公益目的であれば1か月を超えるものも対象といたします。この公益目的につきましては、※3のところに記載のとおりで、この説明内容については景観読本への記載等を検討いたします。また、表示等の場所、表示内容について、今回新たに追加いたします。具体的には、表示等の場所について、イベント等にお

いては、イベント等を実施する敷地内とし、暫定利用（工事仮囲い）におきましては工事を実施する敷地内といたしますけれども、それぞれ公益目的としたものについてはこの限りではないといたします。また、表示内容につきましては、それぞれイベントの実施のため、また工事中の建築物等の周知等のために必要な事項というふうにしております。

続いて、11ページ目です。その他ですけれども、コンテンツの基準等の規定について、配慮すべき内容等に改めまして、要綱第6条第3項として記載いたします。具体的にはこの四角枠の中に記載しております。第3項の（1）で、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。また、（2）で、プロジェクションマッピングについては明るさ（輝度）、表示速度、繰り返し回数、音量、音色等に配慮するよう努めていただくことといたします。それらにつきましては、事前協議の中で様式及び計画内容等を提出いただきまして、表示期間等の基準と併せて確認することといたします。要綱の改正としては、その他文言の整理等を行うこととしております。

続いて、12ページ目以降、こちらでは変更案に関する解説でございます。一時広告物の定義の文言は、先ほど説明したとおりですけれども、イベント等について、単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなく、まちのにぎわい形成につながる講演会、展覧会といった、ここに記載のイベントを対象としておりまして、これらに必要な表示等の内容に限るものとしております。また、イベント等の主催者については、官民間問わず広く対象とするものでございます。また、暫定利用につきましても、工事の仮囲いを活用した単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなく、現地において工事中の建築物等の周知等を行うものに限るというふうにしております。

続いて、13ページ目の表示等の期間についての解説です。今回の広告物基準の適用除外とする取扱いについては、表示等の期間が限定されているものを対象とするために、イベント等については、イベントの事前周知も含めて、原則1か月以内といたします。また、同一イベントについて適用除外とする広報物の表示というのは、表示期間の5倍以上の期間をあけていただくことといたします。つまり、適用除外とする広告物を連続して表示できないようにしたいと考えております。もしその5倍の期間内に広告物を掲出する場合は、景観計画の広告物基準に適合したものとしていただきますが、※に記載のとおり、異なるイベントの一時広告物を掲出する場合は、その期間の規定は適用しないものといたします。また、工事の仮囲いについては、工事期間中の必要な期間というふうにいたします。

続きまして、14ページ目ですけれども、表示等の場所についての解説です。イベント

につきましては、実施する敷地内に限るとしておりました、ただし公益目的のものについては、広くにぎわいの形成や地域の魅力の向上につながることを期待されることから、例に記載の万博、あるいは光の饗宴など、公益目的のイベントであれば、実施する敷地内以外の場所で周知する場合も対象といたします。また、工事中のものにつきましては、対象とする建築物が立地する敷地内に設置された仮囲いへの広告物を対象とするものでありまして、例えば下の図の右側のように、隣接する土地にはみ出して赤色の枠の中に設置されるような仮囲いに広告物を掲出される場合は対象外といたしますので、その場合につきましては景観計画の基準に適合した広告物を掲出していただくということになります。

それから、15ページ目ですけれども、表示内容についての解説です。イベント等の実施のために必要な事項といたしましては、イベントの名称、開催期間、内容、主催者名、その他案内に必要な表示、それから装飾のための広告塔、イベントの出展ブースの名称等、それからイベントを開催する協賛企業の周知等を想定してありますけれども、企業広告については、イベント実施に必要なものの判断といたしまして、イベント主催者が認めるものに限り対象とする運用を想定しております。また、工事中の建築物等の周知等のために必要な事項としましては、建築物、入居テナントの名称やコーポレートロゴ等を想定しております、工事仮囲いに、当該敷地内の工事とは関係のない別敷地での建物の開業予告等の表示をするものは対象外というふうに考えております。

それから、16ページ目が要綱の改正の素案でございます、これまで説明した内容を盛り込んだものとなっております。上段に記載のとおり、この要綱の改正につきましては、10月以降、意見公募などの必要な手続を経まして、年内の改正を予定しております。左側が現行の要綱、右側が改正案としております。第2条が用語の定義でございます、改正案はこれまでご説明したとおりでございます。その下、赤点線の枠内が今回、第6条に追記しようとするもので、事業者に努めていただく内容となります。また、左側の現行別表第3のところでは、協議の対象が、基準に規定する表示面積を超える広告物となっていたところを、今後は、面積基準を超えるものに限らず全てを対象といたします。その下の別表第3が表示基準でございます、表示等の期間に加えまして、場所、表示内容を新たに規定いたします。その内容についてはこれまでご説明したとおりですけれども、各基準が示す内容については、今後、景観読本で分かりやすく例示することを検討いたします。

それから、17ページ目は現行の景観計画の広告物基準の抜粋したものでございまして、次の18ページ目のところは現行の要綱を抜粋したものを参考に掲載しておりますが、説

明については割愛させていただきます。

議題（１）一時広告物についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

中嶋委員、お願いいたします。

○中嶋委員

中嶋でございます。

部会でも何度も聞いていて、今さら質問ということで申し訳ないのですが、お伺いするのは暫定利用の工事の仮囲いの広告についてです。スライドの１２番のところでは、工事の仮囲いを活用した単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなくというふうに書いております。それに対して１５ページのほうでは、建物等の周知のために必要な事項、１５ページの下の方で暫定利用のところですね。入居テナントの名称やコーポレートロゴ等というふうに書いていて、この中、店舗開店のPRと、入居される建物とかのそういう広告との違いというのがちょっとよく分からず、９のスライドでは、暫定利用のほうでは店舗名とopening novemberというふうなものがついていて、これは一時広告として大丈夫だということで、工事期間中は１か月ではなくてずっと掲出ができるという理解でしょうか。要するには開店店舗のPRと、建物の説明というか、これから出来上がる建物の説明との違いがちょっとよく分からなかったのです。要綱の改正案１６のほうを見ていくと、あまりPR的なことは書いてなくて、単に建物等の周知というふうに書いてあるんですが、この建物の周知と、入る店舗のPRの広告との違いというのはどういうふうに整理されているのか。別にこの店舗の看板が悪いという意味ではないんですが、どういうふうな扱いになるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○嘉名委員長

事務局、お願いします。

○事務局（相本）

大前提として工事期間中というのを対象と考えております。そのパターンの一つとして、建物自体が工事中の場合と、あと、一部テナントを大きな仮囲いをして、結構規模の大き

いテナントですと、外から見たとき、割と大きな面積を塞いで工事をしている場合があるので、そこに、これからこういう店舗が入りますよというものを掲出する、そういった場合を想定しております。

○中嶋委員

じゃ、その場合は大きな看板も一時広告として認めて、ある意味PRみたいなものですよ。新しいお店こんなの入りますよという形で工事の仮囲いがされるわけですよ。それは一時広告として認めて、かつオープンするまでは掲出が可能という、そういう案ということで理解してよろしいですか。要するにPRなのか建物の周知なのかの切り分けがちょっと難しいなというのが、12と15で言っていらっしゃることにそこがあるように思えたので。あと9で例示されている広告との関係もあり、その辺を。

○事務局（齋藤）

あくまで建築物の工事の仮囲いに掲出するものですので、例えばビルの工事ではなく、単にテナントさんが入れ替わるときにこういう店がオープンしますというのを掲出するような場合というのは、商用的な利用であれば、ちょっとそこは一時広告物とは扱わずに、あくまで基準内で出していただくような、そういう形でやろうかなと。要はまちのにぎわいにどこまでつながるかというのを、建物が建築工事として建つときに、こういうビルが建ちますというものをPRされる場合については一時広告物として扱えるのかなというときには、1か月に限らず工事の期間中の広告物の掲出というのは一時広告物として取り扱うというふうに考えております。

○中嶋委員

分かりました。要綱自体を読んでではなかなか例示されたようなものが可能かどうかというのは微妙なところではあるので、それは窓口でご判断されて一時と扱うか普通の広告として扱うかの判断をされるという。

○事務局（齋藤）

微妙な悩ましいところは個別の判断になってくるところはあるかもしれないですけども、考え方としましてはそのように、単なる企業の商用的な利用というのは認めることは考えておりません。

○中嶋委員

分かりました。9ページの写真が例としてちょっとどうかなというふうに思ったのでご質問させていただいたんです。分かりました。どういう運用されるかということで承知し

ました。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

とりわけ12ページの暫定利用の1行目なんですかね。工事の仮囲いを活用した単なる企業・商品・店舗開店のPRを目的としたものではなくと書いてあるので、基本的には駄目なのかなと思うんだけど、そのビルに入られるお店の例えば開店のPRとかは許されるというようなことなんですよ。今の話は。

○事務局（相本）

そうですね。その店舗の工事を行っているということが前提になっています。

○嘉名委員長

だから、その辺が少しグレーゾーンというか、同じ店舗開店でもオーケーの場合とバツの場合があると。その辺が、現場の運用にもなると思いますし、あと少し景観読本なんかで補強していただくというところも必要かもしれません。いずれにしても、事業者さんのほうに混乱を招いてもいけませんので、少し整理をしていただきたらと思います。

ほか、いかがでしょうか。

じゃ、松島委員の後、福原委員、お願いします。

○松島委員

ご説明ありがとうございました。私のほうからはイベントの公益性の話についてお伺いしたいと思います。

今回の趣旨は、原則として重点届出区域なので、景観を守るべき地域だということを前提にして、それでも認めようということなので、そこまで全面的に開放しろというものではないということは十分分かっているということなんです。その一方で、だからこそ、せっかくやるんだったら目的にあるようなにぎわいの形成とか地域の活性化とかにつながるようなやり方をやってもらえるような形にしたほうがいいのかと思ってまして、その中で、公益の場合には当該地域以外でも広告が出せて、公益に該当しない、この場合は先ほどのご説明からすると恐らく民間事業者が主体となるようなスポーツ大会、展覧会とかというのが該当するというふうに判断するんですけども、そちらについては当該地域だけしか出せないということだと思ってしまうんですけども、でも、せっかくにぎわいをもたらすというのであれば、やはり会場だけで広告を出してもあまり効果は多分ないと思うので、その辺の区分けがなかなか難しいなというところだと思うんですけども、あえて今回の

お話から私が理解した範囲でいうと、主催者でそこを切り分けるということだと思うんですが、そもそも公益性というのは、先ほど申し上げたとおりにぎわいの形成とか地域の活性化とか魅力向上につながるという観点で判断してもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○嘉名委員長

公益と呼んでいるものの範囲をどの程度でお考えかということかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局（齋藤）

前のスライドでもありました10ページ目のところをご覧いただいていたかと思います。イベントの主催者としては国や地方公共団体というのがありますけれども、加えて、国等からのイベントの実施についての推薦等を受けた団体であれば、民間事業者であっても公共性あるイベントとしての運用を考えているところです。我々、今回、適用除外の範囲を拡大するときどこまで線を引くかといいますか、広げるかというところで、やはりまずは公共性というところを、こういった考え方の下、ある程度の制限といいますか、何でもいいではない景観への配慮といいますか、そのあたりもある程度は必要かなと考えていますので、まずはこの形で進めていきたいなと思っております。また今後、実績を積み上げていきながら、必要に応じてまたこの見直しということも選択肢としてはあるのかなと思っています。一旦はこういう形で、にぎわいと景観とのバランスというところでは公共性というところを一定担保した上で進めていけたらなというふうには考えております。

○嘉名委員長

松島委員、いかがですか。

私も松島委員のお話を聞いていて思ったのは、例えば船場博覧会とかああいうやつはどうなんやとか、要は地域の皆さんがやっていらっしゃる、そんな大きなイベントじゃないけれども、それは会場で貼り出すだけでは確かにちょっと効果的じゃなくて、まちのいろんなところ、実際もう貼ってはるけど。貼ってはるけれども、地域のイベントなんかは多分あまり今までも厳しいことは言ってこなかったんだと思うけれども、少しこれは公益に入るのだろうかというのは、確かに迷う局面というのはきっとこれから出てくるんだろうと思うんです。例で書かれているような光の饗宴とか万博というのは別にあまり迷うことはないんでしょうけれども、これはどうやろうかとグレーのゾーンが出てくる。それは先ほど課長おっしゃったように少し実績を積み上げていく中で明確にしていかないと、結

局やっぱり、あれは認められてこれは認められないみたいなことになってくると、制度の信頼が揺らいでしまいますので、そこは一定、どんなやつが来るか分からないというところはあるので、少し走りながらというところはあるでしょうけれども、趣旨としては、公益というのは非常にハードルが高くて、限定されたものだけ認めていくということでもないということでもいいんですかね。ちょっとその辺のさじ加減が分かりにくい。そこはニュアンスとして、例えば万博とか光の饗宴クラスのものしか認めていかないのか、もう少し規模が小さくても公益性があるというものだったら柔軟に認めていくのかぐらいのことだと思うんですけれども。

○事務局（齋藤）

例えば市の後援を受けているとか、そういう市の関わりということが確認できるイベントであれば、それは公共性あるものとして運用できるかなというふうに思っています。

○嘉名委員長

例えば区役所後援とかまで含めていいんだったら、かなり幅が広がりますよね。分かりました。あまり、違います、違いますという趣旨でもないということだと思います。

じゃ、福原委員、お願いいたします。

○福原委員

福原でございます。

3枚目のスライドの見直しの目的のところ、課題というところなんですけれども、一つは万博をはじめとするイベント関連の集客力強化の機運の高まりというところ。ここのところは分かりやすかったですけれども、その次のにぎわい形成に資する広告物の掲出というところですね。この辺が先ほどから話題になっているかと思うんですけれども、これは全く別のニーズでしょうか。それとも、イベントを盛り上げるという意味で、そういう広告物の掲出も緩くしていったほうがいいというようなことでしょうか。そのところが、広告物の掲出というところが今話題になっている公益というところに結びついているのか、それとも全然違う2つのニーズが出てきて、それを併せて改正するということでしょうか。事業者のほうから広告を出したいというニーズがものすごく強くて、ということでしょうか。

○事務局（相本）

にぎわい形成に資する広告物掲出に対する考え方というところでございますが、今、3ページのほうでご説明させていただいているのは広告物全体を取り巻く状況と考えており

ます。イベントだけではなく、やはり広告物というものを活用して、広告掲出ですとか、例えば店舗のPRとかも割と広告を掲出することで集客力を高めたりとかというニーズもありますし、装飾という意味での広告の掲出であったりとか、いろんな状況がございますので、常設的な広告物につきましては引き続き検討を重ねていきたいと思っております。

3ページのところは全体的な話としての課題を整理させていただいておりまして、このうち一時広告物、イベントとか暫定利用に対して先行的に方向性を決めていきたいという、こういう流れで考えておりますので、引き続き、にぎわい形成に資する需要ですとか、それに対してどう対応していくかというのは検討を深めていきたいと考えております。

○嘉名委員長

今のお話だと、今回の案は一時広告物なので、この対応でいうと③に該当するというところでいいんですよね。③の中の資料にもにぎわいの形成に資するという言葉が端々にたくさん出てくるんだけど、④のポツの一番下のにぎわい形成に資する事業の広告活用というのとは意味が違うという理解でいいですか。そういうことですね。

○事務局（相本）

一時的なものと常設的なものと両方の側面があります。

○嘉名委員長

だから、これはまた今後継続的に検討する内容の一つとしてあり得るということですね。ちょっと分かりにくいですが。

○福原委員

そうですね。大分分かりにくいですが。

私も9番のスライドの店舗の写真がすごく気になっていて、これは販売促進そのものじゃないかというふうにちょっと思っちゃったんですよね。こういうものを出すことがにぎわいの形成に資するのかなど。その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○事務局（相本）

9番の右の写真はちょうど工事中で仮囲いを利用している素材をまちなかで採取してきたものでして、工事の仮囲いということで、真っ白で無機質なものが大きな面積を占めているより、一定ここにどういったものが建築されとか、そういったことを掲出することが、まちの分断につながらないですとか、にぎわいにつながるという側面もあると考えております。これは単純なショップのデザインというのではなくて、ちょうど仮囲い状態のものでした。

○福原委員

若干少し違う話なんですけれども、仮囲いの話で、この前ちょっと2週間ぐらいヨーロッパへ行ってきたんですけれども、仮囲いはやっぱりいろいろあって、その仮囲いを見たら、工事している建物のもともとの姿をプリントしたものを仮囲いにしていたりとか、建物に計画されている窓が仮囲いにプリントされていたりとか、どちらかというと言観上いいものを掲出して、まちなみに資するような仮囲いが多かったんです。ヨーロッパの場合。そういうものというのは、広告ということで、それも同じように審査されるということになるんでしょうか。

○事務局（相本）

そういう事例も今後出てくるかと思います。広告というのは単にブランドの名前とかマークだけではなくて、どういうものを表示するかというのもパターンにはあると思いますので、先生おっしゃったような事例も今後出てくれば対象として検討に値すると思っております。

○福原委員

そういう意味では、まちなみということに対する公共性みたいなものも頭に置きながら、志の高い規定になればいいなというふうに思います。

以上です。

○嘉名委員長

今のお話は、例えば景観読本で、商用のロゴが入っているやつ、いいですよという見せ方をするのと、もう少し、仮囲いでもしっかりまちの景観をつくろうとしているようなデザイン性の高いものを載せる、こういうのはいいですよということだと思うので、商用広告だけ載せておくと、これも出していいんやみたいな、事業者としてはそういう捉え方しにくいところもあるので、しっかりいいものを載せていって、こういうことをしてくださいねというような、まさににぎわいの形成に資するような質の高いものを出していただけるということが望ましいということなので、ぜひそこは読本なんかにも反映していただけたらなと思います。ありがとうございます。

それでは、ほか、いかがでしょうか。

岡井委員、お願いいたします。

○岡井委員

岡井です。

11ページなんですけれども、コンテンツの基準の規定のところなんですけど、3の一時広告物計画を作成するに当たっては、前項に定めるところによるほか、次の各号に適合するように努めるものとするという、ここがちょっと若干気にはなっているんですけれども、例えば(1)、(2)のデザイン性の高いものとかプロジェクションマッピング等はこうしたものであることというのは書いてあって、多分この辺は変更前にいろいろ基準をつくられていたこととあまり変わらないのかなと思うんですけれども、努めるものとするということは、事業者さんが表示速度、繰り返し回数だとか明るさを配慮しましたよと言えば、事前協議のときに市の担当の方が、いやいや、これはもうちょっとこうしてくださいと言ったときに、いや、うちは配慮はしましたよ、努めましたよというふうに言われてしまうと、もうそれで終わってしまうのか、それとも市のほうから、これはよくないのでこういうふうに変えてくださいということは最低限守ってもらうのが前提になっているのか、そのあたりの考え方を教えていただけますでしょうか。

○事務局（齋藤）

やはりこの協議の中でまず配慮いただくような協議を行うんですけれども、やはり強制力を持たせる仕組みはなかなか難しいと思っておりますので、まずは少なくともこちらからはどう配慮していますかというあたりを協議の中で示していただいて、それをもって、その考え方というのが認められるのであれば協議は成立します。それがなかなか、デザイン性の高いものであることだとかというところに、基準に適合しないという判断になれば、やはり通常の基準の中でやっていただくと。そういう協議をしていくことになるかと思っています。非常に窓口のところで個別の解釈が難しくなる場合もあるのかもしれないですけれども、まずは適合するように努めていただくという形で運用したいというふうには考えております。

○岡井委員

ありがとうございました。事業者さんから、いやいや、努めましたよ、努力はしましたよというふうに言われてしまうと、なかなか難しいのかなと思いますけれども、ぜひそこは頑張ってください。

○嘉名委員長

そこは、それこそ、その上の6条の2だと基準に適合しなければならないと、やや強い物言いをされていらっしゃるんですけども、6条の3になると努めるものにする。努めるものにするというのは、よりクオリティーの高いものを目指す部分は、しなければなら

ないとまでは言えないだろうと。何かそういうニュアンスなんですよ。そういうことで
すよね。とはいえ、ここまでやっていただきたいというのが本音というか、そんな感じで
しょうかね。

○事務局（齋藤）

景観側の配慮というのはいただきたい。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今日、一時広告物の重点届出区域における広告物基準についての案を示して
いただきました。意見としては、まず仮囲いのやつが幾つか出てきましたけれども、一時
広告物とする対象が何なのかということを、少しやっぱりグレーな部分があると。そこは
少しやっぱりクリアにしておいたほうがいいでしょうということですね。それからあとは、
公益というものの対象についてもどの程度かということも、これはどうしても走りながら
考えないといけない部分もあるでしょうけれどもということでした。それからあとは、に
ぎわいの形成という言葉が出てきて、最後の岡井先生の質問でもそうでしたけれども、よ
りよいものをつくっていただくというところの線の引き方というんですか、そういうところ
はぜひ読本も含めてよりよいものを目指していくこと、にぎわいの形成というのを目指
していくということを目標にしているということなので、何か単純に商用広告をぺたっと
貼られて、何月何日オープンみたいなものを増産したいわけではないという、その制度の
趣旨をしっかりと伝えていただくということも大事なかなと思います。そんなところですかね。

何か文案とか内容を変更せよというようなご意見ではなかったと思いますが、これから
運用が始まっていくところですから、少しクリアにしておかないといけない点とか、
運用に当たって留意してほしい点をご指摘いただいたように思いますので、これらの意見
を踏まえて今後の手続を進めていっていただきたい、あるいは関連の資料の作成等々を進
めていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）が終了いたしましたので、一旦事務局に進行をお返しいたします。

【議題（２）については非公開】

○事務局（相本）

本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

議題（１）の一時広告物に関する、こちらの見直しにつきましては、いただいたご意見を踏まえまして要綱の改正素案を作成し、今後、意見公募等の手続を進めてまいります。また、広告物全体のあり方についても引き続き検討を行いまして、部会や委員会で改めてご審議いただければと存じます。

これをもちまして、第６８回大阪市都市景観委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。